土地区画整理法第７６条許可申請のあらまし

（菊陽第二土地区画整理事業地内）

①建築行為等の制限（法第７６条関係）

　　土地区画整理事業の施行区域内において、事業施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、町長の許可を受けなければなりません。（仮換地指定前の土地については、原則として許可の対象とはなりません）

※建築基準法との関係

　　法７６条に規定する建築行為等の制限については、当該建築行為等が土地区画整理事業の施行の障害となるかならないかが判断の基準となりますので、建築基準法における建築物、工作物等の規定の適用を受けません。従って、建築確認を必要としない建築物の新築・増築、工作物（門、塀、擁壁、雨水浸透マンホール等）の築造についても許可が必要となります。

※設置又はたい積の制限を受ける物件（法施行令第７０条関係）

　　法第７６条で規定する政令で定める移動の容易でない物件とは、その重量が５トンを超える物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ５トン以下となるものを除く）です。

②許可申請の手続き（熊本県土地区画整理法施行細則２条関係）

　　法第７６条第１項（同施行細則第３条１項の規定に基づく許可を含む）の規定に基づく許可を受けようとする者は、許可申請書を下記の添付書類（１部提出）とともに、菊陽町長に提出しなければなりません。

※添付図書（１部提出）

　・仮換地指定通知書一式（通知書、位置図、仮換地指定図）

　・配置図、平面図、立面図、求積図

（工作物・土地の形状の変更の場合は断面図が必要）

　・仮換地指定通知書に記載された土地の所有者から所有権移転が申請者に行われた場合　　は、所有権移転登記後の土地登記簿謄本の写し又は売買契約書等の写し

　・借地の場合は、申請書土地所有者欄に記名押印又は賃貸借契約書の写し

　　（以上の図書以外に、必要に応じてその他の図書を添付して頂く場合があります)

（注意）隣地境界に塀・擁壁等の工作物等を築造（申請）する場合は、境界を確認する必　　　　要がありますので、事前にご連絡下さい。

お問い合わせ：菊陽町 都市計画課 区画整理係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　096-232-4927

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　096-232-3614